

(案)

計 画 書

北野南二丁目里山保全地域の区域の変更（指定拡大）

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第 10 条に基づき、里山保全地域の区域を次のよう  
に変更（指定拡大）する。

名 称	北野南二丁目里山保全地域 (平成 26 年 1 月 30 日指定所沢市告示第 33 号)
面 積	約 6.6ha
区 域	位置及び区域は「計画図」表示のとおり
現 況	当該区域は、狭山丘陵の東部に位置しており、雑木林、畑、湿地といった豊かな自然環境が形成され、多くの動植物が生息・生育している。 また、長年の湧水等による浸食により、谷戸が形成され、低地には水田が復元されており、それを取り囲む雑木林や畑などが一体となった貴重な里山の原風景が残っている。
理 由	当該区域は、都市近郊に残された数少ない里山の原風景が残る地域であるとともに、「所沢のみどりの基本計画」において、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）として設定されている。 当該区域について、みどりの保全とともに、様々な主体による適正な維持管理を進めることにより、みどりの質を高め、貴重な里山景観を将来に継承していくため、平成 26 年 1 月に北野南二丁目里山保全地域として指定を行った。 こうした状況を踏まえ、当該区域において一団の緑地としての保全を更に進め、良好な里山環境を維持するため、北野南二丁目里山保全地域の区域の変更（指定拡大）を行う。
保全に関する基本的な方針	保全管理計画（平成 27 年 3 月策定）を基に自然の生態系に配慮したみどりの保全に努める。 また、みどりの公開性を高め、多くの人との関わりにより適正な維持管理を進める。